

代議員の追加について

一般社団法人 認知神経リハビリテーション学会
会長 宮本省三

一般社団法人認知神経リハビリテーション学会の代議員について、追加の立候補者を公募いたします。本学会の代議員の要件は定款第3章第13条の通りとなり、以下に抜粋します。また第14条の通り、任期は4年ですが、今回は改選ではなく追加公募になるため着任後の任期は3年となります（設立年度は2019年4月より8月末の5ヶ月をもって1年度となるため、以降の事業年度は9月年度初め、翌年8月末年度終わりとして1年度となります）。

代議員の選出規定および社員総会の権限などは定款に記しておりますので、学会 Web サイトよりご確認ください。 <https://jsncr.jp/about/about.html>

定款第3章：社員（社員）

第13条 当法人の代議員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員（以下、単に「社員」という）とする。

2 社員は、当法人の正会員でなければならない。当法人の成立時の社員は、法人設立時の代議員とする。

3 社員は、2年以上の正会員を経た者の中から、各都道府県における認知神経リハビリテーションの臨床及び研究分野において指導的役割を果たしており、当法人の発展に寄与すると認められる者を、別に定める選出規定により選出する。（社員の資格喪失）

第14条 社員の任期は4年とする。ただし、第11条に掲げる会員の資格喪失に該当するものは、任期中であっても社員の資格を喪失する。

2 特別な理由なく2年続けて当法人の社員総会に欠席した者は、当然に社員の資格を喪失する。なお、第30条の規定により他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使する場合、議決権の行使は可能であるが、社員総会への出席には該当しない。

代議員に立候補する方は、添付の申請書（新規）に必要事項を記入の上、最終項目の規定を満たしている旨の確認にチェックを入れ、PDFにしたものを会長に提出してください。また、**推薦理事署名欄は空欄のまま**としてください。申請書提出期限は、**2019年9月27日（金）**とします。

今回の追加に関しては、申請締切後、立候補者一覧を作成し、設立時理事による理事会の承認を経て、設立時社員による社員総会の決議をもって選任されるという手続きを踏みます。代議員の確定後は、連絡手段など追ってお知らせしてまいります。皆さんからの申請をお待ちしております。

申請書提出先：宮本省三 miyamoto@kochi-iryogakuin.com

またご不明な点がございましたら、事務局園田までご連絡ください。
よろしく願いいたします。

お問い合わせ先：園田義頭 sonoda@kochi-iryogakuin.com